

裁決書

審査請求人が令和4年7月13日付けで提起した処分庁による国民健康保険税特別徴収額決定通知書に関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して令和4年7月7日付で行った国民健康保険税特別徴収額決定通知書に関する処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が「令和4年国民健康保険税特別徴収額の仮徴収額と本徴収額の差があまりに大きすぎるので生活ができないため、標準化を求める。」として、処分の取消しを求める事案である。

事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

和光市国民健康保険税条例（昭和35年条例第5号）第14条第1項は、「当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収する。」と、同条例第18条第1項は、「当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によつて徴収する。」と、同条第2項は、「前項に規定する特別徴収対象被保険者に

ついて、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。」と規定する。

また、地方税法（昭和25年法律第226号）第718条の3第1項は、「市町村は、第706条第2項の規定により特別徴収の方法によつて特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を徴収しようとする場合においては、当該国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額その他総務省令で定める事項を、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の7月31日（政令で定める年金保険者については、政令で定める日）までに、当該特別徴収対象被保険者に対しては当該年の9月30日までに通知しなければならない。」と、同法第718条の7第1項は、「市町村は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第706条第2項及び第3項の規定により第718条の3第2項（前条において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、当該支払回数割保険税額に相当する額を、総務省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。」と規定する。

さらに、地方税法施行規則第24条の36は、「法第718条の7第1項に規定する支払回数割保険税額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額とする。」と規定する。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、和光市国民健康保険税条例第14条の規定により審査請求人の令和4年度国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収することを決定するとともに、地方税法第718条の3の規定により当該国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収する旨、支払回数割保険税額等を令和4年7月7日付国民健康保険税特別徴収額決定通知書により審査請求人に通知したものである。また、支払回数割保険税額については、同法第718条の7第1項及び地方税法施行規則第24条の36の規定により、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額を令和4年4月1日から同年9月30日までの間の支

払回数割保険税額として決定し、審査請求人に対して本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和4年7月13日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づいて、同年7月7日に処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行った。

同年7月19日、審理員が指名された。

同年8月12日、処分庁より弁明書が提出された。

同年9月7日、審査請求人より反論書が提出された。

同年10月31日、口頭意見陳述が実施された。

同年12月13日、審理員より審理員意見書が提出された。

同月23日、審査会に諮問した。

令和5年1月25日、審査会において審議が行われた。

同年2月21日、審査会において審議が行われた。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分について、

(1) 審査請求書による主張

ア 令和4年国民健康保険税特別徴収額の仮徴収額と本徴収額の差があまりに大きすぎるので生活ができないため、標準化を求める。例えば、介護保険のように。

(2) 反論書による主張

ア 弁明書記載事実の認否

(ア) 弁明書「第5 関連する事実及び経緯」の「・令和4年4月13日 文書回答の内容について、再度窓口対応。」及び「・令和4年4月20日 再度窓口対応と行政相談報告内容について文書にて対象者に回答。」の記載は、事実がないため、否認する。

(イ) 弁明書「第5 関連する事実及び経緯」の「・令和4年2月28日 本件について窓口対応。」は、認める。

(ウ) 弁明書の記載事実のうち、(ア)及び(イ)以外は不知。

イ 弁明書の「第1 審査請求人の趣旨に対する弁明」及び「第4 結論」の記載は、審査請求人の「国民健康保険税の徴収額の仮徴収額と本徴収額の差があまりに大きすぎるので生活ができず標準化してほしい。例えば、介護保険のように」という要望が達成されていないため、否認する。

(3) 口頭意見陳述による主張

ア 弁明書「第5 関連する事実及び経緯」の「・令和4年4月20日 再度窓口対応と行政相談報告内容について文書にて対象者に回答。」の記載は、

まず、当該文書が郵送されたものであることから、「再度窓口対応と」とあるのは、その事実がないため、否認する。

次に、当該文書には行政相談報告内容に関する記載はなかったことから、「行政相談報告内容について文書にて対象者に回答。」とあるのは、その事実がないため、否認する。

イ 弁明書「第5 関連する事実及び経緯」の「・令和4年4月13日 文書回答の内容について、再度窓口対応。」の記載は、当該文書回答（令和4年3月4日付け文書回答）に対する窓口対応については、令和4年4月13日の対応が初回であり、再度の対応ではないため、否認する。

ウ 和光市国民健康保険税条例第18条第2項に、市長は、徴収額が非常に高額になった場合には調整できるという規定がある。処分庁は、条例に規定のないシステムの改修に関することを理由に当該調整を行っていないため、条例を遵守していない。

エ 国民健康保険法においては「介護保険法第134条から第141条の2までの規定は、前条の規定により行う保険料の特別徴収について準用する。」と規定されており、介護保険は保険料が平準化されているため、処分庁は国民健康保険の保険料について、平準化を行わなければならない。

オ 処分庁は、国民健康保険税特別徴収額の暦年間の徴収額の差の平準化に要する作業（以下「本件作業」という。）が定められた短い期間でしか行えないことを理由に、本件作業が行えなかったと主張するが、審査請求人は令和4年2月28日に処分庁に対して本件要望について文書による回答を窓口で求めている。そのため、処分庁は、本件作業を行うことができる期間があったのにもかかわらず、本件作業を行わなかった。

(4) 主張書面等による主張

ア 本件処分に係る口頭意見陳述の際、処分庁として課税課長が出席したことについて市長の委任状が提出されなかった。

2 処分庁の主張の要旨

本件処分は、地方税法第706条並びに和光市国民健康保険税条例第11条、第14条、第18条及び第19条に基づき、年金から特別徴収の方法により徴収を行っており、国民健康保険税の納付額については、地方税法施行規則第24条の36及び和光市国民健康保険税条例第18条に基づき、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額で行っている。審査請求人の希望する平準化に

については、2月に審査請求人の相談を受けた時点は、年金事務所に送付するデータを作成できず、特別徴収の徴収額の調整を行うことができなかった。4月に相談を受けた時点では、手作業により年金事務所に送付するデータを作成することが可能となったが、この時点では6月分特別徴収の徴収額の変更には間に合わず、8月分の特別徴収の徴収額の変更のみ可能であった。

なお、介護保険は、国民健康保険と比較して保険料の計算が軽易であり、当市においては保険料徴収額の平準化を行う機能が優先的に実装されていた。また、介護保険に関しては、法令において保険料の口座振替についての規定がなく、強制的に特別徴収となるため、国民健康保険とは制度上の違いもある。

論点整理

本件処分は、法令に基づいて行われたものであり、令和4年国民健康保険税特別徴収額については、審査請求人も争っていない。本件処分における暦年間の徴収額の差について、法令に照らして適当であるか、また、審査請求人が特別に不当な扱いを受けていなかったかについて判断する必要がある。なお、審査請求人は、本件処分に係る口頭意見陳述の際に、処分庁として課税課長が出席したことについて市長の委任状が提出されなかったことを主張しているため、口頭意見陳述が適正になされたかどうかについても判断する必要がある。

理由

1 認定した事実

- (1) 地方税法施行規則第24条の36、地方税法第718条の7及び和光市国民健康保険税条例第18条第2項の規定により特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険税額の額を調整することができる一方、調整することが義務であるという規定はない。
- (2) 国民健康保険法施行令には、被保険者である世帯主から口座振替の方法により保険料を納付する旨の申出があった場合に普通徴収の方法による徴収とすることができる旨の規定がある一方、介護保険法施行令にはその規定がない。
- (3) 本件処分は、審査請求人からの口座振替の方法により保険料を納付する旨の申出があれば、普通徴収の方法による徴収に切り替えることにより一定の平準化を行うことが可能な状況においてなされたものである。
- (4) 和光市事務専決規則（平成14年規則第36号）別表第2の規定により国民健康保

險税の賦課の決定に関する事項については課税課長が市長の権限の受任者とされている。

2 論点に対する判断

前記のとおり、和光市事務専決規則別表第2の規定により国民健康保険税の賦課の決定に関する事項については課税課長が市長の権限の受任者とされていること、また、行政不服審査法第31条第2項に「全ての審理関係人を招集して」と規定されている趣旨からすれば、申立人が発する審査請求に係る事件に関する質問に適切に回答し得る者が出席する必要があることから、処分庁として課税課長及び担当職員が出席した本件処分に係る口頭意見陳述は、適正になされたものといえる。

和光市国民健康保険税条例第18条第1項は、「当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。」旨定め、これを特別徴収の納付額の原則としつつ、同条第2項は、「前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる」旨定め、一定の場合に仮徴収額の調整を行うことができることとしている。

もっとも、いかなる場合にいかなる方法で仮徴収額の調整を行うべきかについては、被保険者の状況、国保連合会等の関係機関との連携、当該調整に要する費用等を総合的に考慮し判断するものといえるから、同条第2項の仮徴収額の調整については、処分庁に裁量権が認められているものというのが相当である。

本件処分は、その裁量権の範囲で行われたものであり、平準化を実施しなかったことが違法であると認めることはできない。

また、本件処分は、国民健康保険法施行令第29条の13第4号の規定により、被保険者である世帯主からの口座振替の方法により保険料を納付する旨の申出があれば、普通徴収の方法による徴収に切り替えることにより一定の平準化を行うことが可能な状況においてなされたものである。審査会が確認したところによれば、普通徴収の方法によった場合、その切替時期によって平準化の内容は異なるものの、一定の平準化がなされ

ることが認められた。

以上からすれば、本件処分は、その後被保険者である世帯主から申出をして普通徴収に切り替えることにより一定の平準化を行うことも可能な状況においてなされたものであり、被保険者によって著しく不利益な方法ともいえないことから、本件処分を不当な処分と認めることもできない。

結論

以上のとおり、本件審査請求には本件処分を取り消すべき違法性又は不当性の理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年2月28日

審査庁 和光市長 柴崎 光子

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。